

令和6年第2回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 令和6年 6月 4日  
本日の会議 令和6年 6月 7日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

|            |           |             |
|------------|-----------|-------------|
| 1番 下町純子議員  | 2番 堀真議員   | 3番 藤田明美議員   |
| 4番 岡田義晴議員  | 5番 八木亮三議員 | 6番 松林敏議員    |
| 7番 西田健議員   | 8番 浦川圭一議員 | 9番 中村美穂議員   |
| 10番 安部都議員  | 11番 金子恵議員 | 12番 山口憲一郎議員 |
| 13番 堤理志議員  | 14番 竹中悟議員 | 15番 西岡克之議員  |
| 16番 安藤克彦議員 |           |             |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 議会事務局 長 荒木秀一君 | 議事課 長 福本美也子君 |
| 係 長 江口美和子君    | 査 村田潤哉君      |

説明のため出席した者

|               |               |
|---------------|---------------|
| 町 長 吉田慎一君     | 副町長 鈴木典秀君     |
| 教 育 長 金崎良一君   | 総務部長 青田浩二君    |
| 建設産業部長 山口新吾君  | 住民福祉部長 宮崎伸之君  |
| 健康保険部長 山本昭彦君  | 水道局長 渡部守史君    |
| 会計管理者 田中一之君   | 教育次長 宮司裕子君    |
| 住民福祉部理事 細田愛二君 | 教育委員会理事 鳥山勝美君 |
| 総務課長 荒木隆君     | 情報政策課長 木須紀彦君  |
| 契約管財課長 永野英明君  | 地域安全課長 山口聡一郎君 |
| 政策企画課長 中村元則君  | 財政課長 北野靖之君    |
| 土木管理課長 山崎禎三君  | 都市計画課長 前田将範君  |
| 産業振興課長 永石大祐君  | こども政策課長 宮司裕子君 |
| 健康保険課長 森本陽子君  | 教育総務課長 久原和彦君  |
| 生涯学習課長 中尾盛雄君  |               |

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 9時58分



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第35号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、日程第3、議案第37号財産の取得についてまでの3件を一括議題とします。

これから質疑を行います。まず、議案第35号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第35号から議案第37号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第37号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第35号について、反対の立場から討論を行います。今回の議案は、後期高齢者医療広域連合の規約の中に、マイナンバーカードと後期高齢者医療の保険証のひも付けをちゅうちょする人に対し、現行の後期高齢者医療保険証といういわゆる紙のカードに代わって、資格確認書という紙のカードを発行することを長与町議会が承認するよう求める内容であります。国はマイナンバーカードを推進し、保険証として使えるようにする方針を打ち出しております。しかし、現在多くのトラブルやエラーが発生していると聞き及んでおります。全国の保険医で構成する保険医団体連合会の調査によりますと、読み取り機のエラーやトラブルのため、いったん全額を負担した事例が少なくとも700件以上あると公表がされております。こうした状況もあって、マイナカードを保険証とひも付けして利用するいわゆるマイナ保険証は全国的に普及が進んでいるとは言えません。昨年11月のデータになりますが、国家公務員でさえ登録率は増えつつあるものの、この利用率は3%から5%と10%に届かない省庁が多数を占めている状況でありました。また、本町の健康保険課にお伺いをし、後期高齢者医療の保険証のマイナカードでの利用がどうなのかという状況をお聞きしましたところ、ごく少数にとどまっております。高齢者であれば、なおさらカードの読み取り機の操作であったり、暗証番号の管理などで不安やトラブルが多発するという事は必至であります。しかし厚労省やデジタル庁は、国民の不

信、不安が解消されないまま、紙の保険証を12月2日以降は発行しない、この方針を変えずマイナ保険証への移行を強引に進めようとしております。マイナカードにはさまざまな利点があり、ぜひ利用したいと考える人は利用して構わないと思います。あえて資格確認書を発行せずとも、国民が安心して利用できるような制度の信頼が進むまで現在の保険証を残せば済むことではないでしょうか。紙の保険証を廃止し、資格確認書という別の紙を発行する。このことは住民の理解を得ることができないと考え、本議案に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

2番、堀議員。

○2番（堀真議員）

のどを痛めてしまい少々聞き取りづらいところあるかもしれませんが、ご理解いただけると幸いです。私は、議案第35号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてにつきまして、賛成の立場から討論いたします。本議案はマイナンバー法等の一部を改正する法律により、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部に変更が必要になったことに伴い、長崎県後期高齢者医療広域連合の構成市町の議会の議決を求めらるるものであります。地方自治法第291条の3第1項の規定に基づいて、変更する長崎県後期高齢者医療広域連合規約における現行の被保険者証に代わる資格確認書の発行事務については、マイナンバー法の改正による事務処理の変更であって、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更の妥当性を判断する余地はないものと理解するものです。また、他の構成市町でも同様に行われるものであり、このたびの長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することは、事務を行う上で必要なものと解釈いたします。マイナ保険証の目的の一つに、適切な医療を受けやすくするということがあります。過去の投薬情報や過去に受けた医療の記録などが共有されることで医療現場の負担軽減や適切な治療に役立てることができ、限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払いがなくなるため、安心して医療機関へ受診できるようになります。また、資格確認書は、マイナ保険証を保有していない方は手元にある保険証が使用できなくなる前に申請することなく交付されるもので、これにより引き続き医療を受けることができることとなります。担当課においては、マイナ保険証となる目的や狙いなど十分な周知とマイナ保険証への切り替えを案内しつつ、資格確認書の交付につきましても滞ることなく円滑に交付されますよう意見をしまして、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第35号に賛成の立場から討論いたします。本議案は、政府が令和6年12月2日に現行の紙の健康保険証や短期被保険者証を廃止し、マイナ保険証へと移行することに伴い、マイナ保険証を保有していない人のために、保険証の代わりに新たに発行される資格確認書を規約の文言に入れるものとなります。私は、マイナ保険証一本化については、任意であるはずのマイナンバーカードの強制につながることや、マイナンバーカードでひも付けの誤り等、ミス、トラブルが多数起きていること、また資格確認書の発行に無駄な税金が使われることなどの理由から反対の立場で、マイナ保険証を使いたい人は使い、使いたくない人は現行の健康保険証をそのまま使えるようにすればいいと考えております。しかしながら、現行の保険証廃止まであと半年となり、国会において改正マイナンバー法の施行が見直される可能性が極めて低い現状においては、将来的に再度の法改正等によって資格確認書制度が変更や廃止にならない限りは、改正法施行後に、後期高齢者医療広域連合が混乱することなく適切な制度運用を行い、後期高齢者が不利益を被ることなく適切な医療の受診や保険利用ができるためには、法に準じた名称および当該確認書を使用することは必要なことだと考えますので、賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第35号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第36号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第37号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、浦川議員。

**○8番(浦川圭一議員)**

補正予算でよろしいですね。すみません、ちょっと聞き逃しました。予算書の15ページ、1款1項議会費。まず私が議会費について非常にこの場で質問しにくいんですが、私の場合この場でしか質問の機会が頂けないということでご理解を頂きたいと思います。まず、1款1項議会費11節役務費の、15ページですね、インターネット接続料59万4,000円、これは他の館と比べたら非常に高額ですので、また新たなWi-Fi環境が整えられるとかですね、そういう自分なりに理解はしてるんですが、この中にこういった費用が含まれているのかお示しいただきたいと思います。それと、17節備品購入費349万8,000円、タブレット本体購入費だとは思ってるんですが、何台購入するのということと、大きなメリットとして紙ベースの資料の削減などを考えているんですが、費用対効果などの試算ができているのか、できていたら示していただきたいと思います。この費用対効果については、以前よりタブレット導入の妥当性を探るということで何度もこの聞いてるんですが、なかなか最終的な、かかる費用がまとまらないということで回答いただけていなかったもんですから、改めてこの場で質問をさせていただきます。それと、私ども携帯電話等に係る毎月の支払いが求められるこの通信費ですね、通信費が1台幾らぐらいかかるのか。議員にもこの1台ずつ当然タブレットを貸与するものだと思ってるんですが、その通信費の負担は誰がするのかということ。この3点ですかね、議会については3点質問いたします。それと、次に、同じ14、15ページの2款1項総務管理費の委託料840万円、長与駅舎維持補修委託料、これについては5ページに債務負担行為として令和7年度5,000万円ということの債務負担行為の補正が示されているんですが、最初この2つ合わせての2カ年の契約になるのかなというようなことで思ってたわけですが、また21ページにも、この21ページの分は私ども委員会での所管になりますので委員会でしか聞かれないんですが、21ページにも8款1項12節で2,160万円、同じ名称で長与駅舎維持補修委託料ということで計上がされておまして、これがどのような関連で契約をされるのかということを示していただきたいということと、あと14節工事請負費2,831万7,000円、この施設整備工事費の工事の概要をちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上です。

**○議長(安藤克彦議員)**

福本議事課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

15ページの議会費につきましてお答えをいたします。まず1つ目の11節役務費ですね、インターネット接続料の内容というところでございます。これにつきましては、議員へ貸与するタブレット端末、それから4階のWi-Fiに係るインターネットの通信料となっております。内訳といたしましては、議員に貸与するタブレットの端末ということで50万2,000円、それから4階のWi-Fi整備に係るものといたしまして9万2,000円ということで見込んでおります。続きましてタブレットの台数ですけれども、議員の数16台、それから事務局といたしまして3台、合計で19台を予定をいたしております。それから紙の分の費用対効果がいかかかというところのご質問でございますけれども、金額面といたしましての削減効果といたしましては、あまり見えてこないというふうに考えております。ただし、タブレット端末につきましては議会機能の強化ですとか、議会運営の効率化、そういったところを目的といたしまして導入をすることにいたしておりますので、導入によりまして、議員の議会活動ですとか、事務局の事務の効率化、こういったところがすごく効率化が図れるのではないかとそういうところが期待できますので、そういった面で費用対効果というのは十分あるのではないかとというふうに考えております。あと、通信費になりますけれども、ちょっと先ほどのお答えと重なりますけれども、11節のインターネット接続料のところでお示しをしてる分になります。1台当たりの単価ということで、今見込みとしては4,500円程度ということで予算の方は計上させていただいております。その分の負担につきましては、予算で計上させていただいておりとおり議会活動に資する分ということで、公費で計上をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

長与駅の駅舎の維持補修委託料の方について説明をさせていただきます。14、15ページの840万円、それから議員おっしゃるとおり20、21ページの、2,160万円、こちらを合わせた3,000万円が本年度の長与駅の駅舎の改修費用になっておりまして、14、15ページの方が契約管財課所管分になります。これはコミュニティーホール、それから自由通路こちらの床面積の割合、自由通路の方が面積が広うございますので72%、それからコミュニティーホールが28%でございます。この3,000万円の金額をそれぞれの総務費と土木費の方に分けて計上させていただいております。で、全体の駅舎の工事でございますけれども、2カ年に分けて行うものでございます。本年度が3,000万円、それから次年度、7年度の方が債務負担行為で計上させております5,000万円となりまして、今後は最大8,000万円の範囲内で基本協定の方をJRと仮の締結をさせていただいて議会の承認を頂いた後に、それぞれ実施協定を結んでいくという形になります。で、令和6年度には主に内側、内装部分をさせていただきます。で、7年度に外壁だったり屋根、外側の部分を主に工事する予定でおります。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

14、15ページの2款1項12目14節工事請負費の施設整備工事費につきましては、南交流センターの屋根が経年劣化により雨漏りをする恐れがあることから改修工事を行いたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは、この11節のこの接続料に関しては、今でもこの議員の中には自前のタブレットとかパソコンとかを持ち込んで活用されてる方もたくさんいらっしゃるようですが、非常にWi-Fiが繋がらないということで、なかなか私どもも使い勝手が悪いような感じをしてたんですが、その自前のそういう機器も使えるようになるのでしょうか。ということと、あと通信費のはもう公費で全部負担するんだということなんですが、以前ですね、これも鹿児島県での話なんですが、入院先に市が貸与したタブレットを持ち込んで、一定の割合分のギガ数つちゅうんですかね、それを大幅に超過して、恐らく入院しながら病室でいろいろ見とったんだろうと思うんですが、14万円ぐらいのデータを超過して使用していたということで、そういう市会議員がおられたということでそういう報道があったんですが、そういったですね、それ一例ですけども、そういった常識からかけ離れたような使い方した場合などの、そういった対応というのは考えておられるのか。そこ2点、議会の方お伺いします。それと、もう1点ですね、先ほどの駅舎の補修委託料の方ですが、内装と外装とやられるということで説明したんですけど、内装についてはどうなんですかね、駅の運行に支障を与えるような工事になるのかどうか。一番聞きたいのはですね、全てこのJR受託で契約しなければならないのかというのは私はちょっと疑問がありましてですね。もちろん妥当な金額では、JRにしたら妥当な金額ではやれるんですが、なかなか競争原理が働かないもんですから、内装について例えば通常のJRの運行に全く支障はないですよというようなものであるならば、どっか一般的に業者募って仕事をお願いしてもいいんじゃないのかなというのは気もしてるもんですから。内装について、外装についてはちょっと外にいろいろ影響がある話でしょうからJRの受託は仕方ないのかなと思うんですが、内装についてどういう工事項目になる、こういうもう少し詳しく示していただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

議事課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

Wi-Fiにつきましてご自身の個人の端末でも使えるのかというお問い合わせにつきましては、運用につきましてはこれから詳細について詰めていく形になりますけれども、

Wi-Fiの方は使用できるということで想定をいたしておるところでございます。それから、ギガ数の使い過ぎの方の面をどうするかというところでございますけども、通信料につきましては上限というのを設定をさせていただきまして、そこまでという形での使用というふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

先ほど令和6年度内装が主ということでお答えさせていただいたんですけど、一部コミュニティホールの外側の点検デッキという所もするんですけど、そこは直接JRの軌道上ということですので、後の部分についてたしかにおっしゃるように全てJRでなければいけないかというところもあると思います。JRに委託はするんですけど、JRの指定業者の中で一定入札とかも行われますので競争性はあるかと思えますけれども、あとそれ以外の部分ですね。地元業者の方をお願いできる場所はお願いを今後していこうと思っておりますので、そういった答弁になります。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第38号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第38号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は6月13日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を6月13日までに議長に報告願います。

日程第5、議案第39号長与町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第39号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、6月14日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 9時58分)